

島 教 総 第 287 号

令 和 5 年 7 月 7 日

各 県 立 学 校 長 様

島根県教育委員会教育長

(総 務 課)

夏季休業中における教職員のサービス、学校の施設管理、生徒指導
等について（通知）

このことについて、今年度の要項を別添のとおりとしますので、教職員への
内容周知及び適切な指導をお願いします。

担当：総務課人事法令係 佐々木、恩田
TEL 0852-22-6349
FAX 0852-22-5400

島教総第287号

令和5年7月7日

各市町村教育委員会教育長様

島根県教育委員会教育長

(総務課)

夏季休業中における教職員の服務、学校の施設管理、生徒指導
等について(通知)

このことについて、別添のとおり今年度の要項を作成し、各県立学校長宛て
に通知しました。

貴職におかれても、趣旨をご理解の上、所管の学校等に勤務する教職員への
指導等、格別の配慮をお願いします。

担当：総務課人事法令係 佐々木、恩田 TEL 0852-22-6349 FAX 0852-22-5400
--

夏季休業中における県立学校の教職員の服務、 学校の施設管理、生徒指導等について

令和5年7月
島根県教育委員会

I 教職員の服務について

- 1 全教職員は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職務の遂行に努めなければならない。夏季休業中においても勤務時間及び勤務内容を明確にして職務に専念するとともに、勤務時間の内外、職場の内外を問わず、服務規律を確保し、県民の学校教育に対する信頼に応えなければならない。

特に、管理職は自ら教職員の範となるよう努めるとともに、所属教職員の服務規律の確保について一層の努力をすること。

- 2 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたことを受け、県教育委員会では、令和5年2月、島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置した。これまで以上に、学校等における児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組と、関係機関相互の連携を推進していくところである。

については、以下の点を教職員一人一人が改めて確認するとともに、管理職においては所属の教職員に対し周知徹底すること。

- (1) 「教職員による児童生徒への連絡に係る適切な対応について」（平成27年11月27日付け島教企第694号）に基づき、管理職の事前承認を得ることなく、児童生徒とSNS（LINE等）や電子メールを使用したやり取りを絶対に行わないこと。事前承認を得た場合であっても、やり取りの内容は、職務又は部活動指導等に関する必要最小限度のものでなくてはならず、私的なやり取りは絶対に行わないこと。また、管理職においては、教職員が児童生徒との間で事前承認を得ずに、又は私的な内容について、SNS等によるやり取りを行っていないか、再度確認すること。
- (2) 学校行事や部活動等のため、教職員と児童生徒が宿泊を伴う研修や遠征に参加する場合において、教職員が宿泊先の自室に児童生徒を招き入れたり、児童生徒の自室を訪ねたりすることは絶対に行わないこと。安否確認等のため児童生徒の自室を訪ねることが真にやむを得ない場合も、教職員と児童生徒が密室で一對一となることは避けること。
- (3) 教育職員等による児童生徒への性暴力、ハラスメントには厳罰が科せられることとなること。
- (4) 事前承認を得ない、又は私的な内容のSNS等によるやり取り等の行為は、それ自体が、職務命令違反等として懲戒処分や服務監督上の措置の対象となり得ること。

- 3 夏季休業中においては、教職員が自家用自動車を使用する機会が増加し、これに伴って交通事故の発生も憂慮される。県民の範となるべき教職員として、運転にあたっては交通法規を遵守するとともに、常に安全運転を心がけ、交通事故の防止に努めること。特に、飲酒した場合は絶対に車両を運転してはならないし、飲酒している者に運転させてはならない。また、飲酒運転をするおそれのある者に対し、車両や酒類を提供してはならない。
- 4 夏季休業中においては、各学校における児童生徒等の実態等に応じた適切な教育活動の工夫、教員の資質能力の向上を図るための各学校における計画的な研修の実施など、学校教育の一層の充実を図る観点から、夏季休業中であることを生かした取組みを行うこと。

なお、教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるようにすること。

また、この研修を行う場合には、県立高等学校等の教職員の服務規程第29条に基づく手続によりあらかじめ承認を受けるとともに、研修を修了した場合は、同規程第30条に基づきその結果について、研修内容をまとめた資料を添付し校長に報告すること。
- 5 教職員は、地域の児童生徒のスポーツ活動等における指導者として、専門的な知識や技能を発揮することが望まれるなど、地域住民の一人としてスポーツ活動やボランティア活動等に積極的に参加することが期待されている。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図った上で、地域や学校の実態に即して各種活動に参画できるよう、活動内容に応じて、教育事務等従事の承認の申請や休暇の取得など、適切な取扱いを行うこと。
- 6 校長が計画的、集団的な厚生計画として実施するレクリエーション行事に教職員が参加する場合には、年度で4日以内に限り、勤務に支障のない範囲で職務に専念する義務が免除される（原則1日単位・3人以上）。実施に当たっては、「厚生計画に基づく職務専念義務を免除する基準」に従い、適切な計画とすること。
- 7 年次有給休暇については、県版「教職員の働き方改革プラン」において、全ての教職員年5日以上取得、全校種の平均13日以上取得を目標としている。また、夏季休暇については、6月から10月までの期間内において4日間取得できるとなっている。年次有給休暇及び夏季休暇の取得にあたり、管理職は所属教職員の心身の健康の維持及び増進、仕事と生活の調和を一層推進するため、各学校において設定される学校閉庁日を利用するなど計画的な連続休暇の取得に配慮すること。
- 8 県費外会計については「学校徴収金等取扱要綱」に基づいて取り扱うとともに、

金銭の取扱い全般について厳正かつ慎重に行うこと。

II 学校の施設管理について

- 1 管理責任者は、火災、盗難及びプール、池、遊具等における事故が発生しないよう施設管理に万全を期すこと。
- 2 学校施設を第三者に使用させる場合には、規程等に基づき適正な手続を行うこと。
- 3 安全点検等の結果に基づき、施設設備の修理、補修等を積極的かつ効果的に実施するとともに、長期休業日については、遊動木等は固定すること。
- 4 長期休業期間中に、大規模改修等の工事が実施される場合には、業者との連絡調整を徹底し、児童生徒の安全管理に努めること。
- 5 長期休業期間中の工事等において事故や災害が発生した場合には、県教育委員会へ速やかに報告すること。

III 児童生徒の指導について

1 生活全般についての指導

- (1) 児童生徒にとって計画的で充実したより良い夏休みとなるよう、生活プログラム等について、家庭と密接な連絡をとり、適切な指導支援を行うこと。
- (2) 児童生徒が「十分な睡眠・休養」、「バランスのとれた食事」、「適度な運動」に気をつけ、健康的な生活リズムを保てるよう家庭に働きかけながら、適切な指導支援を行うこと。
- (3) 児童生徒が自らの特技を伸ばしたり趣味を生かしたりするような活動を奨励し、豊かな個性を育むことができるよう適切な指導支援を行うこと。
- (4) 児童生徒が家事や家業などに積極的に協力したり、地域の活動に自主的に参加したり、ボランティア活動を通して、奉仕的、勤労的な態度が育成されるよう適切な指導支援を行うこと。
- (5) 児童生徒が自ら安全な生活を送ることができるよう、家庭や地域と十分連携を図り、適切な指導支援を行うこと。

2 学習指導

- (1) 児童生徒が学習習慣づくりの大切さや意義を理解し、好ましい学習習慣を身に付けるよう適切な指導を行うこと。
- (2) 家族とのふれあいが生まれるような課題を設定したり、1人1台端末等を活用しながら、学年段階や個に応じた課題の出し方、学習状況の把握について工夫したりすること。その際、各教科間の調整を十分行い、基礎的・基本的な知識・技

能の定着を図る課題や応用・発展的な内容を含む課題に、個々の児童生徒が自主的に取り組めるよう配慮すること。

- (3) 家庭や地域における生活を通じて、学校生活では得がたい学習や活動をできるだけ多く体験できるよう配慮すること。
- (4) 夏季休業期間の短縮等を行う場合は、課題が過度の負担とならないようにすること。
- (5) 非常変災等の発生や感染症の蔓延等に伴う臨時休業等に備え、夏季休業を活用して、ICT等を活用した学習指導や学習状況把握の準備や試行に取り組むこと。

3 生徒指導

- (1) 児童生徒の問題行動等の未然防止について

ア 児童生徒の問題行動等については、保護者、関係機関・団体等、各地域内において、学校との連携を十分に図り、その未然防止に努めること。

特に、窃盗（万引き）、火遊び、飲酒、喫煙、薬物の乱用行為、暴走行為、無免許運転、深夜はいかい、不良交友、刃物の携行等については、適切な対策を立て、指導の徹底を図ること。

イ 問題行動が発生した場合は、当該児童生徒の指導、事後措置等について家庭と十分に連携し、関係機関とも協力して指導を進めること。また、県教育委員会への報告が必要と判断される場合には、速やかに行うこと。

ウ 児童生徒に有害な図書やDVDのほか、インターネット上の有害サイトなどは、児童生徒の性に関する問題行動を助長するような社会環境の脆弱性が指摘されることを十分考慮して指導すること。

エ 健全育成の妨げとなる飲酒・喫煙・不良交友等が発生しやすい場所は児童生徒の立ち入りを禁止し、遊技場等、18歳未満の入場が禁止されている施設への出入りについて、指導を徹底すること。

- (2) いじめの問題については、学校いじめ防止基本方針に則り、その未然防止に努めること。また、家庭や警察など地域の関係機関と連携し、早期発見と早期対応のできる体制づくりに努めること。なお、いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、教職員が抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげること。

- (3) スマートフォン等によるインターネットの利用に伴う諸問題について

ア スマートフォン等によるインターネットの利用については、家庭との連携を図り、その利便性と危険性について認識させ、フィルタリングの設定や利用方法についてのルール作りを家庭で行うよう指導を徹底すること。

イ 電子メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、インターネット上の不適切な書き込みは、法に抵触する可能性があることを周知すること。また、ネットトラブルの被害者又は加害者とならないための指導を徹底すること。

ウ コミュニケーションサイト等の利用による児童生徒の性犯罪被害が増加傾向にあることから、未然防止のための指導と啓発を徹底すること。

- (4) 不登校やその傾向がみられる児童生徒には、継続して各児童生徒に応じた関わりや働きかけを行い、家庭や関係機関と連携して学校復帰を含め、社会的自立に向けた支援を行うこと。
- (5) 鉄道線路内への立入りや置き石、道路等への投石は重大な事故につながり、人の命に関わる重大な問題行動であることを理解させ、家庭や地域と連携して事故の未然防止のため指導の徹底を図ること。
- (6) 要保護児童等など家庭での生活状況を把握する必要がある場合、定期的な安否確認を含めた生活状況の確認をすること。必要があれば、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、警察など関係機関と連携し、電話連絡や家庭訪問を実施すること。

児童生徒の心のケアについて

児童生徒の心のケアについては、長期休業期間中においても配慮する必要がある。そのため以下の相談窓口を児童生徒、保護者に周知しておくこと。

困ったときの相談

※心のケアや福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を活用することができることもあわせて周知すること。

いじめの問題や心の不安などについて24時間無料で電話相談できる窓口

- いじめ相談テレフォン 0120-779-110
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

いじめの問題や心の不安などを含め、LINEで気軽に相談できる窓口

- しまね子どもSNS相談「相談してみるにゃ!」
(令和5年4月7日～令和6年3月31日)

性暴力や性被害などについて電話相談できる窓口

- 性暴力被害者支援センターたんぼぼ 0852-25-3010 または #8891
- しまね性暴力被害者支援センターさひめ 0852-28-0889
- 性犯罪被害相談電話（性犯罪110番） 0120-110-267 または #8103

4 安全指導

(1) 生活安全

ア 児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭や地域、警察など関係機関と連携を図り、防犯意識の向上が図られるよう指導を徹底すること。また、未然防止や事件発生時の的確な対応等について具体的な指導を行うとともに、保護者への啓発にも努めること。加えて、「子ども110番の家」などの所在を示す地図を配布するなど、児童生徒、保護者に緊急時の避難場所を周知しておくこと。必要に応じて、島根県警から配信される「みこぴー安全メール」など安全に関わる情報を児童生徒、保護者へ提供のうえ、注意喚起するなど適切に対応すること。

イ 夏季は気温の上昇とともに、毎年、児童生徒の水難事故、水泳事故等が発生していることから、未然防止のための心得について指導を徹底すること。

ウ 熱中症事故の防止については、その予防のために必要な知識について周知を徹底すること。また、部活動等の指導に当たっては、熱中症事故が発生する最大の要因である、気温・湿度などの環境条件を把握した上で、適切な指導を行うこと。

エ 近年、急激な天候の変化に伴う落雷事故が多発する傾向があることから、部活動等屋外での活動においては、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

(2) 交通安全

夏季は交通事故件数が増加する傾向にあり、家庭や地域と連携を図りながら、道路横断時の安全確認、自転車乗車時の交通ルールの遵守について十分指導するとともに、歩行中のスマートフォン操作などを含め、道路上での危険について認識し、安全な行動をとることができるように適切な指導を行うこと。特に自転車の乗り方については、ヘルメットの着用など「自転車安全利用5則」について指導を徹底するとともに、スマートフォン等を操作しながらの危険な運転、音楽を聴きながらの運転など禁止事項を具体的に指導すること。

(3) 災害安全

災害発生時における状況把握や対応を迅速・適切に行えるよう、地域や関係機関と連携した情報連絡体制を整備・確認しておくこと。島根県防災メールをはじめ、テレビ、ラジオ等のメディアを通して災害発生時における状況把握や対応を迅速・適切に行えるよう、地域や関係機関と連携した情報連絡体制を整備・確認しておくこと。また、夏季は大雨等に伴う河川の氾濫、土砂災害が多発する時期であることから、各地域の状況を事前に把握しておくこと。

5 児童生徒の学校管理下にある諸活動に関する指導

(1) 野外活動や合宿、部活動等については、その目的や意義を十分に検討して活動計画を立てるとともに、その管理や指導に万全を期すこと。特に部活動については、各学校の活動方針に基づき、児童生徒の過重負担にならないように健康管理

に心がけるとともに、体罰、セクシャル・ハラスメント等が絶対にならないようにすること。

また、野外での活動に際しては、環境保全に注意するとともに、自然保護活動などに積極的に参加協力するよう指導すること。

- (2) 宿泊施設などを利用する合宿等の実施に当たっては、手洗いの励行や使い捨て手袋、マスクの利用などによって、感染症や食中毒が発生しないよう万全を期すとともに、食品衛生管理を徹底すること。特に、体調の悪い児童生徒が調理や配食に携わらないようにするために、事前の健康観察を行うこと。また、食物アレルギーがある児童生徒への対策についても万全を期すこと。

6 アルバイトについての指導

アルバイトを許可する場合は、「許可願」等を学校に提出するなど、勤務先や職種、勤務条件、アルバイトの目的等を明確にして、保護者と連携を取り、生活指導及び年少者就労保護の観点から適切な指導を行うこと。

IV 新型コロナウイルス感染症等の感染予防に関する指導について 夏季休業中の感染予防

新型コロナウイルス感染症の感染予防については、「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における対応について」（令和5年4月28日付け島教総95号）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.5.8～ 文部科学省）及び「新型コロナウイルス感染症の学校における「感染流行時」の判断と目安と感染症対策等について」（令和5年6月21日付け島教保157号）に基づいて、適切に対応すること。

1 児童生徒等の健康観察

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう指導すること。そのために、児童生徒等の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得ること。

2 換気の確保

気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて換気を行うこと。また、換気機能のないエアコンを使用する場合にも換気を行うこと。

3 手洗い等の手指衛生の指導

外から屋内に入る時、トイレの後、食事の前後など、30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に手を洗うよう指導すること。

4 抵抗力を高めること

身体の抵抗力を高めるために、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導すること。

5 マスクの取扱い

平時においては児童生徒等にマスクの着用を求めないことが基本となるが、感染流行時には、着用を促すことも考えられること。また、外出する際、混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されること。

6 部活動等について

感染流行時には、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動場面に応じて、一時的に以下の対策を講じること。

- ・ 「近距離」、「対面」、「大声」での発声や会話を控えること。
- ・ 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

島教企第694号
平成27年11月27日

各県立学校長様

島根県教育委員会教育長

教職員による児童生徒への連絡等に係る適切な対応について（通知）

近年スマートフォン等の普及に伴い、教職員から児童生徒等への連絡手段として電子メールやソーシャルメディア（LINE等）（以下「電子メール等」という。）を利用している場合が見られます。このような中、全国的に教職員から児童生徒への電子メール等のやりとりから児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント等、不祥事に至る事例が発生しています。

ついては、教職員による児童生徒への連絡や個別指導の在り方について、下記事項に留意するよう、所属の教職員に周知願います。

記

- 1 児童生徒への連絡等に係る電子メール等の利用については、次の事項に留意すること。
 - (1) 教職員による、電子メール等による児童生徒への私的連絡は、絶対に行わないこと。
 - (2) 職務上児童生徒に個別に連絡等を行う必要がある場合は、原則として校内においては直接の対面で、帰宅後等は学校の電話を使用して、児童生徒の自宅の固定電話や保護者が指定した連絡先へ連絡し、教職員個人が児童生徒の携帯電話番号及びメールアドレス等を取得しないこと。
 - (3) やむを得ず児童生徒の携帯電話番号やメールアドレス等を取得し、これを使用して教職員個人が直接連絡等を行う必要がある場合は、以下のように対応すること。
 - ア 事前に管理職の許可を得るか、事後遅延なく管理職に報告する。
 - イ 電子メール等を利用する場合は、他の教職員や保護者に同報連絡を行うなど児童生徒との一対一のやりとりにならないよう回避策を講じる。
 - ウ 用途終了後は速やかに児童生徒の携帯電話番号及びメールアドレス等の個人データを削除する。
 - (4) 部活動指導等に関して、継続的に児童生徒と電子メール等を通じて教職員個人が連絡等を行う必要がある場合は、以下のように対応すること。
 - ア 別紙様式1を参考に、その利用目的や内容等を予め管理職に申請し、管理職の事前承認を得る。
 - イ 児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得し教職員個人が連絡等を行うことについて、文書により当該児童生徒の保護者から承諾を得る。
 - ウ 上記（3）イ、ウと同様に行う。
 - エ すでに児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得して連絡等を行っている場合も、ア、イ、ウにより対応する。

- 2 児童生徒を指導する場面において、改めて次の事項に留意すること。
- (1) 進路面談、教育相談等を除き、児童生徒と一対一になる指導は避けること。
 - (2) 児童生徒を指導する際、児童生徒の身体に触れる、あるいは、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は絶対に行わないこと。
 - (3) 児童生徒に対して、時間や場所を問わず、私的に連絡を取る、会うなど、保護者、県民等から疑念を招く行動は絶対に行わないこと。
 - (4) 業務上、管理職の許可がある場合を除き、児童生徒を教職員の自家用自動車等に同乗させないこと。
 - (5) 教職員と児童生徒との関係は、教育の場における特別な関係にあることを認識の上適切に対応し、教育公務員として誠実かつ公正な職務の遂行に努めること。
- 3 部活動地域指導者等、教職員以外で児童生徒とかかわりを持つ者が児童生徒と直接連絡等を行う必要がある場合も、上記1、2の事項に留意するよう管理職から周知すること。

問い合わせ先

学校企画課企画人事スタッフ

(県立学校) TEL : 0852-22-5411 FAX : 0852-22-5762

(小中学校) TEL : 0852-22-5422 FAX : //

教育指導課子ども安全支援室

TEL : 0852-22-6064 FAX : 0852-22-6026

別紙様式 1

年 月 日

〇 〇 学校長 様

申請者職・氏名

印

児童生徒への個別連絡に係る携帯電話等（電子メール等を含む）の利用について（申請）

このことについて、下記の事由により児童生徒への個別連絡を行う必要がありますので承認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得する教職員
- 2 個別連絡が必要な理由
- 3 対象となる児童生徒の学年、氏名及び利用する連絡手段（携帯電話、メール等）

学年	氏名	利用する連絡手段

- 4 その他

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育委員会教育長

教職員による児童生徒への連絡等に係る適切な対応について（通知）

近年スマートフォン等の普及に伴い、教職員から児童生徒等への連絡手段として電子メールやソーシャルメディア（LINE等）（以下「電子メール等」という。）を利用している場合が見られます。このような中、全国的に教職員から児童生徒への電子メール等のやりとりから児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント等、不祥事に至る事例が発生しています。

ついては、教職員による児童生徒への連絡や個別指導の在り方について、下記事項に留意するよう、貴管内の校長に対して周知願います。

記

- 1 児童生徒への連絡等に係る電子メール等の利用については、次の事項に留意すること。
 - (1) 教職員による、電子メール等による児童生徒への私的連絡は、絶対に行わないこと。
 - (2) 職務上児童生徒に個別に連絡等を行う必要がある場合は、原則として校内においては直接の対面で、帰宅後等は学校の電話を使用して、児童生徒の自宅の固定電話や保護者が指定した連絡先へ連絡し、教職員個人が児童生徒の携帯電話番号及びメールアドレス等を取得しないこと。
 - (3) やむを得ず児童生徒の携帯電話番号やメールアドレス等を取得し、これを使用して教職員個人が直接連絡等を行う必要がある場合は、以下のように対応すること。
 - ア 事前に管理職の許可を得るか、事後遅延なく管理職に報告する。
 - イ 電子メール等を利用する場合は、他の教職員や保護者に同報連絡を行うなど児童生徒との一対一のやりとりにならないよう回避策を講じる。
 - ウ 用途終了後は速やかに児童生徒の携帯電話番号及びメールアドレス等の個人データを削除する。
 - (4) 部活動指導等に関して、継続的に児童生徒と電子メール等を通じて教職員個人が連絡等を行う必要がある場合は、以下のように対応すること。
 - ア 別紙様式1を参考に、その利用目的や内容等を予め管理職に申請し、管理職の事前承認を得る。
 - イ 児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得し教職員個人が連絡等を行うことについて、文書により当該児童生徒の保護者から承諾を得る。
 - ウ 上記（3）イ、ウと同様に行う。
 - エ すでに児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得して連絡等を行っている場合も、ア、イ、ウにより対応する。

- 2 児童生徒を指導する場面において、改めて次の事項に留意すること。
- (1) 進路面談、教育相談等を除き、児童生徒と一対一になる指導は避けること。
 - (2) 児童生徒を指導する際、児童生徒の身体に触れる、あるいは、セクシュアル・ハラスメントにつながる可能性のある言動は絶対に行わないこと。
 - (3) 児童生徒に対して、時間や場所を問わず、私的に連絡を取る、会うなど、保護者、県民等から疑念を招く行動は絶対に行わないこと。
 - (4) 業務上、管理職の許可がある場合を除き、児童生徒を教職員の自家用自動車等に同乗させないこと。
 - (5) 教職員と児童生徒との関係は、教育の場における特別な関係にあることを認識の上適切に対応し、教育公務員として誠実かつ公正な職務の遂行に努めること。
- 3 部活動地域指導者等、教職員以外で児童生徒とかかわりを持つ者が児童生徒と直接連絡等を行う必要がある場合も、上記1、2の事項に留意するよう管理職から周知すること。

問い合わせ先
学校企画課企画人事スタッフ
(県立学校) TEL : 0852-22-5411 FAX : 0852-22-5762
(小中学校) TEL : 0852-22-5422 FAX : //
教育指導課子ども安全支援室
 TEL : 0852-22-6064 FAX : 0852-22-6026

〇 〇 学校長 様

申請者職・氏名

印

児童生徒への個別連絡に係る携帯電話等（電子メール等を含む）の利用について（申請）

このことについて、下記の事由により児童生徒への個別連絡を行う必要がありますので承認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得する教職員
- 2 個別連絡が必要な理由
- 3 対象となる児童生徒の学年、氏名及び利用する連絡手段（携帯電話、メール等）

学年	氏名	利用する連絡手段

- 4 その他

島教企第 645 号
令和 4 年 9 月 1 日

各 県 立 学 校 長 様

島根県教育委員会教育長
(学 校 企 画 課)

教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、所属の教職員に対する指導の徹底をお願いしているところですが、今回、別添のとおり、教職員によるわいせつ行為（盗撮）という不祥事が発生し、県民の信頼を大きく失墜させたことは、誠に遺憾であります。

教職員の服務については、教育公務員としての高い倫理性や法令遵守が厳しく求められており、幼児児童生徒を教育する立場にある者は、幼児児童生徒の模範とならなければなりません。このたびの不祥事で失った県民の信頼を回復することは決して容易ではありませんが、こうした事態を教職員一人一人が切実に受け止め、信頼を回復するために不祥事の根絶に向けて最大限の努力を払う必要があります。

つきましては、教職員の不祥事の再発防止のため、下記の点について特に配意の上、所属の教職員の服務規律の確保について適切な対応をお願いします。

記

1 今回の事案の周知と指導の徹底について

今回の事案について、別添の公表資料により所属の教職員に伝えるとともに、教職員全体に服務規律の確保について指導し、各学校における不祥事の再発防止に取り組むこと。また、幼児児童生徒や保護者の学校に対する信頼の回復に向け取り組むよう指導を徹底すること。

2 関係法令等を踏まえた教職員の意識向上について

わいせつ行為は、犯罪行為であることは言うまでもなく、社会人としてのモラル・人権意識が著しく欠如した行為であるとともに、被害にあった幼児児童生徒の心身に重大な影響を与えるものである。幼児児童生徒を守り育てる立場にある教職員が、幼児児童生徒に対しわいせつ行為を行うなど断じてあってはならない。

令和 4 年 4 月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたところであり、各学校においては関係法令等に係る通知（※）を再度確認の上、教職員がわいせつ行為の禁止を含めたモラル・人権意識について話し合い、互いの意識を高める場を持つなど、管理職が職場全体のモラル・人権意識向上に向けた具体的な取組を速やかに行い、教職員への周知を図ること。

※・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について

(令和 3 年 6 月 17 日付島教企第 388 号)

・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について

(令和 4 年 3 月 25 日付島教企第 1466 号)

・児童生徒性暴力の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について

(令和 4 年 6 月 10 日付島教企第 368 号)

3 校内研修の充実について

わいせつ行為の禁止を含めた服務規律の遵守について教職員が常日頃から自らの問題として捉え、行動することを促すために、服務規律に関する校内研修の実施にあたっては事例研究をはじめとした演習的要素を取り入れるとともに、上記の動画を含めた視聴覚教材の活用等の工夫をすること。

4 わいせつ行為等を未然に防止するための環境整備について

教職員によるわいせつ行為等を未然に防止する観点から、教職員個人が所有するスマートフォン等の電子機器の職場内における取り扱いの確認や、幼児児童生徒への指導等に当たっての密室状態の回避、教室を中心とした校内環境の整備など、随時、学校の実情に応じて予防的な取組を推進すること。

5 幼児児童生徒の状況把握・相談体制の整備について

幼児児童生徒に被害が及ぶ教職員の不祥事の早期発見・早期対処等のため、定期的なアンケート調査や教育相談等により幼児児童生徒の状況を適切に把握するとともに、校内における相談窓口の設置と周知、電話相談窓口の周知等により、幼児児童生徒が被害を訴えやすい体制を整えること。

6 厳正な服務管理・教職員の状況把握等について

勤務時間の内外を問わず、教職員の厳正な服務管理を行うとともに、管理職への報告・連絡・相談の徹底等について、改めて教職員に指導を行うこと。また、不祥事の未然防止・早期発見に資するよう、教職員が管理職に相談しやすい雰囲気づくりに努め、教職員との面談や会話の機会をできるだけ多く持つなど、教職員の状況把握に努めること。管理職は、服務規律の確保について自ら他の教職員の範となるよう率先して取り組むとともに、平素から教職員の言動に注意を払い、あらゆる機会をとらえて継続的に指導を行うこと。

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育委員会教育長
(学校企画課)

教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、所属の教職員に対する指導の徹底をお願いしているところですが、今回、別添のとおり、教職員によるわいせつ行為（盗撮）という不祥事が発生し、県民の信頼を大きく失墜させたことは、誠に遺憾であります。

教職員の服務については、教育公務員としての高い倫理性や法令遵守が厳しく求められており、児童生徒を教育する立場にある者は、児童生徒の模範とならなければなりません。このたびの不祥事で失った県民の信頼を回復することは決して容易ではありませんが、こうした事態を教職員一人一人が切実に受け止め、信頼を回復するために不祥事の根絶に向けて最大限の努力を払う必要があります。

つきましては、教職員の不祥事の再発防止のため、下記の点について特に配意の上、所属の教職員の服務規律の確保について適切な対応をお願いします。

記

1 今回の事案の周知と指導の徹底について

今回の事案について、別添の公表資料により所属の教職員に伝えるとともに、教職員全体に服務規律の確保について指導し、各学校における不祥事の再発防止に取り組むこと。また、児童生徒や保護者の学校に対する信頼の回復に向け取り組むよう指導を徹底すること。

2 関係法令等を踏まえた教職員の意識向上について

わいせつ行為は、犯罪行為であることは言うまでもなく、社会人としてのモラル・人権意識が著しく欠如した行為であるとともに、被害にあった児童生徒の心身に重大な影響を与えるものである。児童生徒を守り育てる立場にある教職員が、児童生徒に対しわいせつ行為を行うなど断じてあってはならない。

令和 4 年 4 月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたところであり、各学校においては関係法令等に係る通知（※）を再度確認の上、教職員がわいせつ行為の禁止を含めたモラル・人権意識について話し合い、互いの意識を高める場を持つなど、管理職が職場全体のモラル・人権意識向上に向けた具体的な取組を速やかに行い、教職員への周知を図ること。

※・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について

(令和 3 年 6 月 17 日付島教企第 388 号)

・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について

(令和 4 年 3 月 25 日付島教企第 1466 号)

・児童生徒性暴力の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について

(令和 4 年 6 月 10 日付島教企第 368 号)

3 校内研修の充実について

わいせつ行為の禁止を含めた服務規律の遵守について教職員が常日頃から自らの問題として捉え、行動することを促すために、服務規律に関する校内研修の実施にあたっては事例研究をはじめとした演習的要素を取り入れるとともに、上記の動画を含めた視聴覚教材の活用等の工夫をすること。

4 わいせつ行為等を未然に防止するための環境整備について

教職員によるわいせつ行為等を未然に防止する観点から、教職員個人が所有するスマートフォン等の電子機器の職場内における取り扱いの確認や、児童生徒への指導等に当たっての密室状態の回避、教室を中心とした校内環境の整備など、随時、学校の実情に応じて予防的な取組を推進すること。

5 児童生徒の状況把握・相談体制の整備について

児童生徒に被害が及ぶ教職員の不祥事の早期発見・早期対処等のため、定期的なアンケート調査や教育相談等により児童生徒の状況を適切に把握するとともに、校内における相談窓口の設置と周知、電話相談窓口の周知等により、児童生徒が被害を訴えやすい体制を整えること。

6 厳正な服務管理・教職員の状況把握等について

勤務時間の内外を問わず、教職員の厳正な服務管理を行うとともに、管理職への報告・連絡・相談の徹底等について、改めて教職員に指導を行うこと。また、不祥事の未然防止・早期発見に資するよう、教職員が管理職に相談しやすい雰囲気づくりに努め、教職員との面談や会話の機会をできるだけ多く持つなど、教職員の状況把握に努めること。管理職は、服務規律の確保について自ら他の教職員の範となるよう率先して取り組むとともに、平素から教職員の言動に注意を払い、あらゆる機会をとらえて継続的に指導を行うこと。

学校危機管理の手引

～危機管理マニュアル作成のために～
(改訂版)

令和5年4月

島根県教育委員会

目 次

第1部	学校における危機管理	2
1	学校における危機管理	3
2	危機管理マニュアルの整備	4
3	危機管理の体制	5
4	危機発生時の対応	8
5	対応の評価と再発防止に向けた取組	14
6	その他留意すべき事項	14
第2部	事項別危機管理の要点	18
第1章	学校保健・学校給食	19
1	感染症（結核、麻しん等）の発生	20
2	食物アレルギー	23
3	学校給食への異物（危険な異物）混入	25
4	学校給食による食中毒	27
5	寄宿舎における舎食による食中毒	29
6	飲料水の汚染	34
7	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM2.5）など	36
8	熱中症	38
第2章	学校安全	39
1	風水害発生時の対応	40
2	地震発生時の対応	44
3	火災発生時の対応	46
4	学校防犯（外部からの侵入者対応）	48
5	授業中の事故	50
6	部活動中の事故	52
7	登下校中の事故	55
8	放課後支援活動中の事故	57
9	クマ出没時やスズメバチ刺傷事故発生時の対応	59
10	弾道ミサイル発射に係る対応（Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合）	60
第3章	学校生活上の問題	61
1	いじめ	62
2	暴力行為	64
3	自死予告（自死企図）	66
4	児童虐待	68
5	家出	70
6	人権に関わる問題事象	72
第4章	教職員	74
1	体罰	75
2	教職員の交通事故	78
3	個人情報上の管理上のトラブル	79
4	ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）	81
5	教職員のメンタルヘルス	83
	「学校危機管理の手引」項目別担当課一覧	86

教職員の懲戒処分及び公表の指針

【最終改正：平成19年12月20日】

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分の基準及び懲戒処分を行った場合の公表の基準を明確にすることにより教育行政の透明性を高め、もって教職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とする。

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

1. 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
2. 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
3. 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
4. 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
5. 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、平素の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

第2 標準例及び公表基準

懲戒処分の基準（標準例）及び公表基準は、次のとおりである。

※教職員とは、市町村立小中学校の県費負担教職員及び県立学校の教育職員をいうものとする。

悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

違反及び事故の態様		基準
飲酒運転を行った場合		
1	酒酔い運転をした教職員	免職
2	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職
3	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた教職員	免職又は停職
4	3で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職
5	酒気帯び運転をした教職員	免職又は停職
6	5で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職
飲酒運転を幫助した場合		
7	飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職又は停職
8	飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職、停職又は減給
9	車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、飲酒運転をしている車両に同乗した場合	免職、停職又は減給
飲酒運転以外の場合		
10	飲酒運転以外で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
11	飲酒運転以外で人に傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
12	10及び11で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職又は停職
13	著しい速度違反(50km以上)、無免許運転等の悪質な交通違反をした教職員	免職、停職又は減給
14	13で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職

わいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
児童生徒に対するわいせつ行為等		
1	わいせつな行為をした教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	免職、停職又は減給
3	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
児童生徒以外の者に対するわいせつ行為等		
4	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
5	上記の4を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職又は減給
6	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	停職又は減給
7	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告

2. わいせつ行為等の定義

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

- ①「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、売春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること、性的嫌がらせ等をいう。
- ②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒、同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等をいう。

体罰に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ①治療期間が概ね30日以上を負傷又は後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員 ----- ②治療期間が概ね15日以上30日未満の負傷を与える行為をした教職員 ----- ③治療期間が概ね15日未満の負傷を与える行為をした教職員	免職又は停職 ----- 停職又は減給 ----- 減給又は戒告

不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
一般服務関係		
1	欠勤	
	① 正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠いた教職員	減給又は戒告
	② 正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠いた教職員	停職又は減給
	③ 正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠いた教職員	免職又は停職
2	遅刻、早退 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、1の欠勤の例による。	免職、停職、減給又は戒告
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事	
	① 私傷病休暇、特別休暇、介護休暇等について虚偽の請求をした教職員	減給又は戒告
	② 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員	減給又は戒告
	③ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員	減給又は戒告
	④ 許可なく営利企業等に従事した教職員	減給又は戒告
4	職場内秩序びん乱	
	① 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員 ② 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員	停職又は減給 減給又は戒告
5	違法な職員団体活動	
	① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県（市町村）の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員 ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員	減給又は戒告 免職又は停職
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は停職
7	政治的行為の制限違反	
	① 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員	減給又は戒告
	② 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした教職員	停職又は減給
	③ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地	免職又は停職

位を利用して選挙運動をした教職員		
8	公務員倫理違反	
	① 賄賂を収受した教職員	免職又は停職
	② 利害関係のある事業者等から供応接待を受けた教職員	停職、減給又は戒告
	③ 利害関係のある事業者等と共に飲食し、遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした教職員	戒告
9	内部通報	
	① 非違行為の事実を内部機関に通報した教職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした教職員	停職又は減給
	② 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した教職員	減給又は戒告
公金等取り扱い関係		
1	横領、窃取等 公金等の横領、窃取等の行為をした教職員	免職
2	紛失、盗難、出火等	
	① 公金等を紛失した教職員	減給又は戒告
	② 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員	減給又は戒告
	③ 過失により職場において出火等を引き起こした教職員	減給又は戒告
3	県（市町村）の財産の損壊 故意又は重大な過失により職場において県（市町村）の財産を損壊した教職員	減給又は戒告
4	公金等の不適正処理 公金等の不適正な処理をした教職員	減給又は戒告

私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用 ① 放火又は殺人を犯した教職員 ② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員 ③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職 ----- 免職 ----- 免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝 ① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員 ② 他人の財物を窃取した教職員 ③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職 ----- 免職 ----- 免職
3	暴行、傷害、器物損壊 ① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員 ② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員 ③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	免職、停職又は減給 ----- 減給又は戒告 ----- 減給又は戒告
4	賭博 ① 常習として賭博をした教職員 ② 賭博をした教職員	停職 ----- 減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、減給又は戒告

監督責任に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

（1）指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

（2）非行の隠ぺい・黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

教職員の懲戒処分の公表基準について

1 公表の内容

(1) 公表する内容は、原則として次のとおりとする。

処分量定	公表する内容
免職、停職(飲酒運転を行った場合に限る)	全てを公表(学校名、氏名、職名、年齢、性別、処分理由等)
停職(飲酒運転を行った場合を除く)、減給、戒告	校種、地域、職名、年齢、性別、処分量定及び理由

(2) 公表の例外

- ① 教職員の懲戒処分に関し、次に掲げる事情があるときは、被害者その他関係者の人権に配慮して、その処分内容の全部又は一部を公表しないことができる。
 - ・ 被害者その他関係者が公表しないことを求めているとき
 - ・ 被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護する必要があるとき
- ② 氏名等の一部を公表しない停職等の懲戒処分に該当する処分であっても、重大な法令違反を犯したことにより当該懲戒処分を受けた教職員の氏名等については、原則として公表するものとする。ただし、上記の①に掲げる事情があるときは、この限りでない。

(3) その他

管理監督の地位にある教職員の監督責任に係る処分の公表内容については、当該監督責任に係る処分量定にかかわらず、当該監督責任を引き起こした原因となる違法行為等により懲戒処分を受けた教職員の上記の1の(1)の表に掲げる処分量定を基準とし、原則としてその処分量定ごとに区分された公表する内容と同様(上記の1の(2)を含む。)のものとする。